

定 款

第1章 総 則

第2章 株 式

第3章 株 主 総 会

第4章 取締役および取締役会

第5章 監査役および監査役会

第6章 会 計 監 査 人

第7章 計 算

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社キューブシステムと称し、英文ではCUBE SYSTEM INC. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
2. コンピューターによる事務計算及び技術計算の受託
3. コンピューター及び周辺機器の販売
4. コンピューター及び周辺機器の取付工事
5. コンピューターシステムの運営管理の受託
6. コンピューターシステム又はプログラムの設計技術者の派遣
7. コンピューター、タイプライター、テレックスなどの事務用機器の操作要員の派遣
8. 損害保険代理業
9. 上記各号に付帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、22,364,000株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第8条（単元未満株式売渡請求）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すこと（以下「買増し」という）を請求することができる。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主を、その権利を行使することができる株主とすることができます。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合これを招集する。

第13条（招集の場所）

当会社の株主総会は本店所在地またはその隣接地で開催する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条（代表取締役および役付取締役）

- 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から必要に応じ、会長1名を選定することができる。

第23条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役または取締役が招集し、議長となる。前述の代表取締役または取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第32条（監査役および監査役会の設置）

当会社は監査役および監査役会を置く。

第33条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第34条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第38条（監査役の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第42条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第43条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第44条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第47条（会計監査人との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第48条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までとする。

第49条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第50条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第51条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

本定款は、平成14年6月26日より全面改正施行する。

本定款は、平成15年6月27日より改正施行する。

本定款は、平成16年6月25日より改正施行する。

本定款は、平成17年6月27日より改正施行する。

本定款は、平成18年6月27日より改正施行する。

本定款は、平成19年6月26日より改正施行する。

本定款は、平成21年6月23日より改正施行する。

本定款は、平成22年4月1日より改正施行する。

本定款は、平成26年10月1日より改正施行する。

本定款は、平成27年6月25日より改正施行する。

本定款は、平成28年6月29日より改正施行する。

本定款は、平成29年6月28日より改正施行する。

本定款は、令和3年6月23日より改正施行する。

本定款は、令和4年6月24日より改正施行する。

本定款は、令和5年3月1日より改正施行する。